	条第１項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第１項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあつては1.200とし、同法第33条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあつては1.100とする。

6　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項にて算出した段階補正係数及び前項にて算出した経常態容補正係数を連乗した率による。

7　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

8　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

9　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和三年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため令和三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。

4　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第三項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（令和三年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

［削る］

（令和四年度における基準財政需要額の算定方法の特例）